

## 第1号議案

### こしがや景観資源の運用について

越谷市景観条例（平成25年条例第17号）第33条第1項第11号の規定により、諮問する。

令和7年（2025年）10月9日提出

越谷市長 福田晃

#### 諮問理由

越谷市景観条例第33条第1項第11号の規定により、こしがや景観資源の登録に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。